

2017年5月11日

各位

会社名 　　みらかホールディングス株式会社  
代表者名 　代表執行役社長 　　竹内 成和  
　　　　　　(コード番号 4544 東証第1部)  
問合せ先 　　I R広報部  
電話番号 　　03-5909-3337

### 株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年5月11日開催の取締役会及び報酬委員会において、当社の執行役並びに当社子会社であり当社グループの中核を担う富士レビオ株式会社及び株式会社エスアールエル（以下「対象子会社」。なお、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」）の取締役（社外役員を除く。当社の執行役と対象子会社の取締役を併せて、以下「取締役等」）を対象に、新たなインセンティブプランとして、信託型株式報酬制度（以下「制度Ⅰ」）及び特定譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度Ⅱ」といい、制度Ⅰと併せて、以下「本制度」）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の詳細な内容については、決定次第改めてお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、2017年5月11日に、当社グループの新たな中期計画『Transform! 2020』（2017年4月1日から2020年3月31日まで。以下「本中期計画」）を決定いたしました。本中期計画は、2020年3月31日において、連結売上高2,580億円（対2017年3月期+26%）、連結営業利益300億円（対2017年3月期+7%）を達成することを目標とするものです。

かかる目標の設定を踏まえ、当社では対象会社の取締役等を対象に、制度Ⅰに関しては、取締役等の報酬を当社の本中期計画における目標値に対する達成度に連動させることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めること、制度Ⅱに関しては、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたします。

なお、これまで当社は、対象会社の取締役等に対して、業績連動型ストックオプションとして当社株式にかかる新株予約権の発行を行っていましたが、本制度の導入をもって当該ストックオプション制度を廃止いたします。

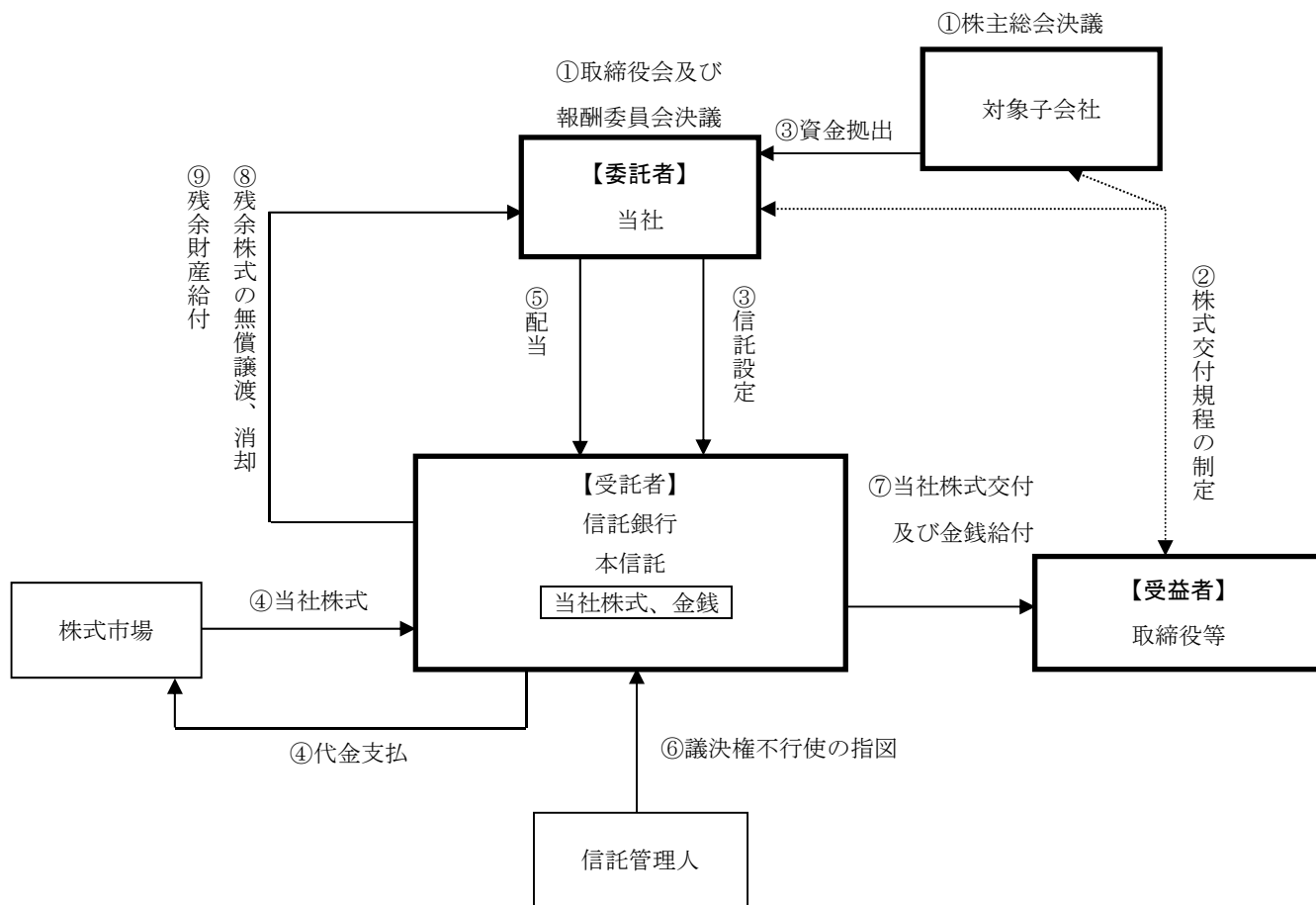
- (2) 当社は、指名委員会等設置会社であり、本制度の導入については、2017年5月11日開催の取締役会及び報酬委員会において決議いたしました（※1）。役員報酬としての本制度の詳細については、あらためて開催される取締役会及び報酬委員会において決議する予定です。また、対象子会社は、監査役会設置会社であり、本制度の導入については、各対象子会社の株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(※1) 当社は、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会を設置しており、同委員会において本制度の導入を決議しています。また、同委員会では、業績目標の妥当性や達成度等につき公正に評価しており、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性及び客観性を確保しています。

(3) 本制度のうち、制度Ⅰとする信託型株式報酬制度とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) と同様に、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付又は給付する制度です。

また、制度Ⅱとする特定譲渡制限付株式報酬制度とは、譲渡制限期間を設けた上で当社株式を取締役等に交付する制度です。

## 2. 制度 I（信託型株式報酬制度）の仕組み



- ① 当社は、取締役会及び報酬委員会において制度 I の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。対象子会社は、株主総会において、それぞれ制度 I の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、制度 I の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会又は取締役会において役員報酬に係る「株式交付規程」を制定します。
- ③ 各対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、①の取締役会及び報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイントに応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付されます。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

## 2. 制度Ⅱ（特定譲渡制限付株式報酬制度）の仕組み

### (1) 制度Ⅱの概要

- ・対象会社は、本制度に基づき取締役等に対し金銭報酬債権を付与し、取締役等は当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資することで当社の普通株式（以下「本譲渡制限付株式」）の発行又は処分を受けることとなります。
- ・各取締役等ごとの金銭報酬債権の額は、当社の執行役については当社の報酬委員会において、対象子会社の取締役については当該対象子会社の株主総会等において、それぞれ決定されます。また、本譲渡制限付株式の発行等に関する詳細は、当社取締役会において決定されます。
- ・本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、本譲渡制限付株式の発行等に関する詳細に係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける取締役等に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定されます。

### (2) 譲渡制限付株式割当契約について

制度Ⅱに基づき本譲渡制限付株式の発行又は処分をするにあたり、当社と取締役等の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ・取締役等は、制度Ⅱに基づき本譲渡制限付株式の発行又は処分を受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」）、その割当てを受けた本譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ・一定の事由が生じた場合には、当該取締役等が割当てを受けた本譲渡制限付株式を、当社が無償で取得すること。
- ・取締役等が割当てを受けた本譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が別途指定する金融商品取引業者が取締役等が開設する専用口座で管理されること。

以 上